

第 1 5 回  
太平洋広域漁業調整委員会

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日 (火)  
水産庁

## 1. 開催日時

平成23年11月15日(火) 15:00～

## 2. 開催場所

南青山会館 大会議室

## 3. 出席委員

### 【会長】

学識経験者 松岡 英二

### 【都道府県海区互選委員】

青森県東部海区 松本 光明

岩手海区 大井 誠治

宮城海区 阿部 力太郎

福島海区 佐藤 康徳

茨城海区 西念 幸吉

千葉海区 小滝 季儀

東京海区 竹内 正一

神奈川海区 宮川 満

三重海区 黒田 耕一郎

徳島海区 井元 健二

大分海区 平川 直美

宮崎海区 宇戸田定信

### 【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 野崎 哲

漁業者代表 石田 洋一

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表 本間 新吉

漁業者代表 宮本 英之介

学識経験者 山川 卓

学識経験者 高成田 享

#### 4. 議題

- (1) 水産資源の状況について
- (2) 資源回復計画の取組状況等について
  - ① マサバ太平洋系群資源回復計画の取組状況
  - ② 太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示
- (3) 資源回復計画の評価・総括について
  - ① マサバ太平洋系群資源回復計画の評価・総括（案）
- (4) 資源回復計画終了後の取組・実施体制について
- (5) 資源管理に関する連絡・報告事項について
  - ① 資源管理指針・計画の作成状況
  - ② 第6次栽培漁業基本方針の概要
  - ③ 太平洋クロマグロの資源管理
- (6) その他

## 5. 議事内容

### 開 会

#### ○事務局（鏑木）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第15回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております水産庁管理課の鏑木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、海区互選委員のうち北海道の川崎委員、静岡県谷澤委員、愛知県の吉戸委員、和歌山県の海野委員、高知県の和田委員、愛媛県の佐々木委員、それから、農林水産大臣選任委員の清家委員、鈴木委員が、事情やむを得ずご欠席されております。しかしながら、委員定数28名のうち定足数であります過半数を超える20名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づきまして、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、松岡会長、よろしくお願いいたします。

#### ○松岡会長

会長を仰せつかっております松岡でございます。本日は大変お忙しい中を、委員の皆様方、それから多数の方にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会には水産庁から高島資源管理部長、それから、熊谷管理課資源管理推進室長、また、独立行政法人水産総合研究センターから中央水産研究所資源管理研究センターの西田資源管理グループ長ほか多数の方にご出席いただいております。

本委員会は3月18日に開催が予定されておりましたけれども、皆様ご承知のとおり3月11日の東日本大震災を受け延期となりまして、本日の開催に至っているわけでございます。委員会の開催にあたりまして、震災の犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、1分間の黙祷を捧げたいと思います。皆様、ご協力をお願いいたします。ご起立をお願いいたします。

それでは、黙祷を始めます。

（黙 祷）

#### ○松岡会長

お直りください。

ご協力ありがとうございました。ご着席をお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、水産庁を代表いたしまして、高島資源管理部長からご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

### ○高島資源管理部長

ご紹介いただきました水産庁の資源管理部長をしております高島でございます。私はこの10月に資源管理部の今のポストにまいりました。これから皆様に大変お世話になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、第15回の太平洋広域漁業調整委員会を開催しましたところ、皆様ご参加いただきまして、大変ありがとうございます。午前中から会議が続いているということでございまして、一日この委員会でのご議論に参加していただき、貴重な意見をいただきたいと思ひます。

皆様大変お忙しいところお集まりになっていただいていると思ひますが、特に東北の大震災の被災地からも何人か参加していただいております。復興の途上、皆様現地で大変ご苦労されているところ貴重な時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。水産庁としても東北の大震災、それから、福島の原因事故の関係で、その地域の基幹である水産業がしっかりと復興できるように最大限の努力を払っているところでございます。その地域の復活だけでなく、日本の漁業を支えている非常に貴重な地域でもございます。日本の水産業の復興のためにも農林水産省挙げて全力を傾けていきたいと思っております。

今回の会議でございまして、広域的な漁業資源管理ということで、資源回復計画につきまして今までご意見を頂戴してまいりました。先ほど会長からも話がありましたが、震災の関係で3月末の会議が流れましたが、3月から4月にかけて制度の大きな変更がございました。今までは、資源回復計画ということで計画をつくり、漁業者に実行していただき、必要な措置を講じてきたところですが、今年度から資源管理・漁業所得補償措置という形での衣替えがなされております。我々としては、漁業者への所得補償という形で新たな一段階、ステップを上げて、それに合わせて資源管理をやっていこうという形での制度的な枠組みをつくったと考えております。

きょうは、今までの資源の状況と資源回復計画の総括、それから、今年から始まりました新たな資源管理措置につきましてご説明をし、委員の皆様方からのご意見も聞いて、今までの総括と新たなステップに向けてしっかりとした対応ができるようなご意見をいただき、行政としてもしっかりと対応していきたいと、こういうことでございます。午前中、それから、この直前まで皆様のご意見をいただいておりますが、さらに広域全体の話として聞かせていただき、これからの行政の施策のしっかりとした対応にご協力いただきたいと思ひます。

本当に今日のご参加ありがとうございます。よろしくお願ひします。

## ○松岡会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

## ○事務局（鏑木）

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第がございます。それから、委員名簿、配席図、出席者名簿でございます。それから、資料に入りまして、資料1、資料2-1と2-2でございます。それから、資料3は1から3までございます。資料4は単体でございます。同じく資料5、単体でございます。それから、資料6が1から4までございます。それから、資料7は単体でございます。それに付随しまして、カラーのパンフレットが2種類ございます。最後に資料8。

配付している資料は以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申しつけいただきたいのですが、いかがでしょうか。

それでは、説明の途中でも、資料等に落丁等ありましたら、その都度、お手数ですが、事務局までお申し出ください。よろしくお願いいたします。

## ○松岡会長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、本委員会の事務規程12条によりまして、会長の私から指名させていただくことになっております。

僭越でございますけれども、指名させていただきます。都道府県海区互選委員から宮崎県の宇土田委員、農林水産大臣選任委員からは石田委員のお二方に、本日の委員会にかかわります議事録署名人をお願いしたいと思います。お二方、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）に入らせていただきます。議題（1）、水産資源の状況ということで、マサバ太平洋系群の資源状況につきまして、水産総合研究センターの西田資源管理グループ長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ○西田中央水産研究所資源管理グループ長

中央水産研究所の西田です。よろしくお願いいたします。

まず、資料1に、【2011年（平成23年）資源評価対象種（太平洋漁業資源）の資源状況】というものが、特に資源状態の水準、動向について一覧表にしたものがございます。これから説明申し上げますマサバ太平洋系群につきましては、今年度の資源評価の判断として水準は低位、動向は横ばいと判断いたしました。なお、水準というのは、過去20年以上の資源変動の状況を見て現

状が低位にあると判断したということです。また、動向は、近年5年間の傾向から横ばいと判断したということです。詳しい説明は後で申し上げます。

なお、これらの魚種の資源評価の内容については、先月末にここに書いてありますホームページに掲載されておりますので、またご覧いただければと思います。

それでは、資料2-1に従いまして、マサバ太平洋系群の資源評価の結果についてご説明申し上げます。この内容につきましては先月の全国資源評価会議で了承いただいたものでありまして、このダイジェスト版は先ほど紹介しましたアドレスに掲載されておりますので、ご参考にしていただければと思います。なお、説明の中でより詳しい説明を行うために、資料2-2や資料3-2に掲載されている図も適宜参照させていただくことをあらかじめご了承くださいと思います。

それでは、説明させていただきます。マサバ太平洋系群ですけれども、漁獲の主体になりますのは0~2歳魚、3歳というあたりが中心になるのですけれども、寿命としては7~8歳ぐらいまでがあるのではないかと考えられています。

それから、年齢別の成熟率ですけれども、近年においては2歳魚の半分、それから、3歳魚以上の全部が成熟すると、親魚になると考えられています。後で「資源量」と「親魚量」という言葉が出てきますけれども、親魚量というのは再生産にかかわる魚ということになりますが、それは年齢別の資源量に子の年齢別の成熟率を掛け合わせたものということです。

産卵場ですけれども、冬~春季、主に伊豆諸島周辺海域が産卵海域になると。そのほか、太平洋側各地に小規模な産卵場が形成されるということです。

また、索餌あるいは回遊という部分ですけれども、0歳魚につきましては、北西太平洋の広域に夏から秋にかけて分布するということがわかっております。1歳魚に関しましては、それよりも近海側を北上、南下するということになります。0歳魚が非常に広く広がることを調査船で調査した結果は後でまた説明しますが、当年、今年であれば2011年生まれの加入量を仮定すると、そのような調査を行いまして、資源評価の中でも特に将来予測にかかわる部分を行っているという状況です。

食性、捕食者については割愛いたします。

それから、漁業の特徴ですけれども、先に漁獲量の動向について説明いたします。2ページ目の一番上に1970年以降2010年までの漁獲量を棒グラフで示しております。ご注意くださいのは、マサバ太平洋の場合、ここで示している年はすべて7月から翌年の6月までの漁期年で示しておりますので、ご注意ください。

1970年以降を見てみますと、長期的には減少傾向をたどってきたと。ただ、近年については、この10年ぐらいを見てみますと、2000年代の前半はかなり低水準の時期があったのですが、それに比べるとやや上の段階で推移しているという状況です。2009年が12.7万トン、2010年が12.3万トンということでした。

この漁獲量を漁業種別に分けたものが資料3-2の3ページの右下の図になります。漁獲量全体としては同じものを示しているのですが、その中で北部まき網や定置網、たもすくい等と分けたものがこの図になります。

また、この漁獲量の中身ですが、年齢別の漁獲尾数として示したものが資料2-2の2ページの左側の図、年齢別の漁獲尾数の推移を示したものになります。この年齢別の漁獲尾数を見ていただきますと、全体としては漁獲の対象となる主体は0歳、1歳なのですが、近年のところを見ていただきますと、緑で示した3歳、あるいは、赤で示した4歳というものも、年齢組成の中に見えてきているということがおわかりになると思います。

次に、資源評価方法についての説明に移ります。また先ほどのダイジェスト版に戻っていただきまして、資源評価方法です。先ほど説明しました年齢別漁獲尾数を用いたコホート解析で資源量を推定しています。この中で、特に漁獲努力が低下した場合に漁獲尾数も低下してしまうという影響がありますので、漁獲努力量について指標値を用いてチューニングを行っております。特に近年の0歳魚のあらわれ方と言いますか、加入量についてはあまり情報量が多くないものですから、調査船調査による指数等々の加入量指標値を用いましてチューニングを行うということです。そのようなチューニングを行ったコホート解析でこの後で説明します資源量などを計算しているということでございます。

続きまして、資源状態について説明いたします。まず、資源量ですが、説明文としては中盤からなりますが、2004年以降、2004年級群の加入によって増加して、資源量としては55万～87万トンで推移し、2010年は86万トンでありました。親魚量としては、2010年の親魚量は17万トンでございました。

1970年以降の資源量の推移を示したものが左側の背景が黄色いグラフでございます。これを見ていただきますと、2000年代、2000年前後の低い水準からは一段上昇した段階で推移していることがおわかりになるかと思えます。

このページの一番上の漁獲量の推移と見比べてみますと、近年の状況が多少違うということにお気づきになるかと思えます。漁獲量はさほど伸びていないのに、資源量としては一段上がった状態で推移していると。これはなぜかと言いますと、漁獲割合を赤の折れ線グラフで示しており



ますが、これを見てもみますと、漁獲割合は1995年前後の高い割合からずっと低下傾向をたどっていることがおわかりになるかと思えます。

資料3-2の一番最後の4ページをご覧くださいますと、近年20年間の若齢魚、0～2歳魚のF、漁獲係数の経年変動というものを示してございます。これを見てもみますと、特に若齢魚に対する漁獲係数が低下傾向を示していることがおわかりになるかと思えます。近年の低下に対応するように、資源量としては増加していることもおわかりになるかと思えます。

さて、親魚量のほうですけれども、2010年の親魚量は17万トンということでした。マサバ太平洋系群の資源回復の目標と申しますのは、今、ダイジェスト版2ページの資源量を示した図の右隣です。バックが緑色のグラフを見ていただきますと、横軸が親魚量、縦軸が加入尾数のグラフでございます。これを見ていただきますと、1970年から1985年までの間というのは、ある意味資源が高い水準にあった年代とも考えられますけれども、加入尾数が一定よりも下回ることはなかったと、加入に失敗することはなかった年代と考えられます。

親魚量が45万トンを下回った年代においては非常に加入が悪い年があらわれている。そして、資源も、多少生き残りがいい年はあるのですが、大きな加入には繋がっていないということがおわかりになるかと思えます。なので、親魚量としては、このグラフでは450ですね、45万トン以上というのがマサバ太平洋系群の資源回復目標と考えられます。

説明が前後しますけれども、資源量、親魚量を判断基準として、水準はまだ低位であると。また、動向は、近年5年間で見ますので、横ばいと見ております。

ここまでの2010年までの年齢別漁獲尾数や調査データに基づいた資源評価の結果ということになります。資源評価としては、ABC、生物学的な許容漁獲量を算定するために、将来予測も行っていくということになります。

ここで管理方策のご説明に移るわけですけれども、今回お示しするABCの数値などは、次回の漁期年の開始前に再度評価を行うと。4月ごろに補正を行うこととなりますので、現時点での評価と捉えていただければよいかと思えますが、管理基準に沿った幾つか漁獲シナリオに対応した将来予測と2012年漁期のABCを一覧にしております。あまり詳しい説明はいたしませんけれども、現状の漁獲圧の維持、ここでFカレントと示しているもの下でも、資源は回復傾向をたどることがわかっております。また、資源を回復させるスピードに応じた幾つかのシナリオに対応して、2012年のABCをここで算定しているということになります。

なお、3ページに移っていただいて、一番上の親魚量の維持、Fメディアンという管理基準を用いていますが、この場合はマサバ太平洋系群は資源回復を積極的に図っていく資源であるとい

う考えの下で、これはABCとして含めていないという扱いをしております。

さて、ここまで説明した資源評価のまとめですけれども、資源量は最低水準を脱しつつあるが、低位水準で、動向は横ばい。それからRPS、RPSと申しますのは、親魚量で0歳魚の資源尾数、加入尾数を割ったもの。言うなればその年々の生き残り率のようなものですが、その年変動が大きくて、加入量の年変化は大きい状態にあると。繰り返しになりますが、2010年の資源量は86万トンで、親魚量は17万トン。17万トンというのは45万トンを下回っているので資源回復を図る必要があるということになります。ただ、現状の漁獲圧は高くなくて、現状の維持であっても親魚量は緩やかに回復するのではないかと考えております。

管理方策、あまり詳しい説明は申し上げませんでしたけれども、加入量の増加と一定水準以上の維持を図るために、親魚量を45万トンに回復させることが望ましいと考えております。先ほど紹介したように、近年の生き残り数の下で親魚量の回復が図られる漁獲シナリオを設定しております。近年、未成魚への漁獲圧が低下していますので、これを維持すること及びさらなる低減が重要ではないかと考えております。

将来予測の部分について若干説明を加えさせていただきます。資料2-2の3ページに0歳魚の資源尾数の推移と11年の予測という図がございます。近年のところを注目してみますと、2004年生まれというのは、加入尾数、0歳魚の資源尾数、39億尾という比較的大きな年級群であったということがわかっております。2007年生まれも大きく、2009年生まれは2007年生まれをやや上回る程度の加入であったと現時点では評価しています。また、昨年生まれ、2010年生まれも比較的多かったということです。

この09年・10年生まれというのが今後親魚になっていくことが考えられるので、将来予測としてもある程度増加を見込むことができると考えています。ただ、11年生まれ、今年生まれに関しましては、これまで行われた調査船調査の結果からは、9年、10年生まれほどではないということも推定されてきています。なので、全体としては資源の増加傾向を予測するのですが、多少の停滞と言いますか、デコボコも今後あるのではないかと見ているところでございます。

また先ほどの資料に戻っていただきまして、期待される管理効果のところですが、今のような近年の0歳魚の加入状況、あるいは、11年生まれの加入状況、それから、現状の漁獲圧の状況などを考慮して、今後の将来予測を行っている。これもあまり詳しい説明は行いませんけれども、親魚量の維持というシナリオ以外の先ほど紹介した幾つかのシナリオの下では、親魚量は増加傾向をたどることが期待されると考えております。

4ページ、最後の説明に移りますけれども、資源変動と海洋環境との関係です。これは説明す

ればまた長くなる話なのですけれども、マサバ太平洋系群のR P S、加入量を親魚量で割ったものの、言い換えれば年齢の生き残り率みたいなものになるのですけれども、マイワシの資源量が多い時にはどちらかという抑えられて、産卵場である伊豆諸島の水温が低いと比較的よい、加入がいいということが既に論文になっています。

ここで示しているのはそこまでなのすけれども、近年の変動というものを考えるときには、良質な卵が産まれるためには産卵海域としては冷たいほうがよくて、卵や仔魚の輸送される環境としてはある程度水温が高いほうがいいということも最近学会でも紹介されています。なので、このところは今後研究が展開されていくことを期待しているところです。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまマサバ太平洋系群の資源状況ということでご説明がございました。ただいまのご説明に対して何かご質問ございますでしょうか。いかがでございましょうか。

では、一点よろしいでしょうか。先ほどの説明の中で、良質の卵を得るためには冷たい海域がいいと。輸送のためには暖かいほうがいいと。暖かいほうがいいというのはどういうことなのでしょう。

#### ○西田中央水産研究所資源管理グループ長

暖かい水温帯を輸送された履歴のある稚魚というのは初期成長がよかったということが実績、日時ごとの成長率の解析結果からわかっていますので、少なくとも輸送される時には、黒潮から輸送される環境の下で、暖かい水温を経験したものの成長がいいと。それは恐らく生き残りもよくだらうという考え方になっています。

一方、飼育実験などから親魚のほうの条件を考えてみますと、ある程度低温環境で産み出される卵が良質と。そういう意味では、卵という観点からするとある程度冷たいことが重要なのではないか。そういう両面がありますので、単純に水温が暖かい年代がいいとか、冷たい年代がいいとかという整理では、少なくとも近年の変動を考える時にはそういう簡単な整理ではいけないのではないかと考えているところです。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

お願いいたします。

#### ○竹内委員

すばらしい話をありがとうございました。産卵親魚量SSBの推移がありましたけれども、産卵親魚量は年齢別組成に、産卵に寄与する1歳魚は50%、2歳魚では100%という形で計算されたとおっしゃられたと思うのですが、それは何月の時点のデータを使われるのですか。

○西田中央水産研究所資源管理グループ長

一番データをとっていますのは、伊豆諸島海域の産卵期の年齢と成熟の関係というものを用品いますので、要は産卵期ということになります。3月ごろから6月ごろぐらいまでのデータに基づいて計算するということになります。

○竹内委員

3月から6月にどこにあがったもので調べておられるのですか。

○西田中央水産研究所資源管理グループ長

これは1都3県といいますか、東京都さんをはじめとして千葉県、神奈川、静岡の各県で調べておられるものをこちらでも活用させていただいています。

○竹内委員

ということだと、このSSBの値は伊豆諸島近海にいる産卵親魚量と考えてよろしいのでしょうか。

○西田中央水産研究所資源管理グループ長

いや、そうではなくて、太平洋系群全体の年齢別の資源量をまず求めまして、そこで算定された2歳魚については、その50%が親魚と考えると、3歳魚以上の資源量についてはすべて親魚量と考えるというふうに評価をしております。そういうことで、親魚量のベースになるのはあくまでも系群全体の資源量ということになります。

○松岡会長

竹内委員、よろしゅうございますか。

○竹内委員

どうもありがとうございました。

○松岡会長

そのほか何かご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。次の議題にも関係しますので、何かありましたら、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の議題（2）移らせていただきます。ただいまマサバの資源評価についてご説明いただきましたので、予定の議題とは若干異なりますが、引き続き、議題（2）のうちの①マサ

バ太平洋系群資源回復計画の取組状況と、議題（3）にマサバ太平洋系群資源回復計画の評価・総括といった議題がございます。この2つを一緒にご説明いただきまして、その後、議題（2）のキンメダイの資源回復計画にかかる広域漁業調整委員会指示の議題に移らせていただきたいと思います。

マサバ太平洋系群にかかわる議題を一括してご説明いただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

それでは、マサバ太平洋系群の資源回復計画に関する議題に入りますが、ご承知のとおり、先ほどもご挨拶にございましたが、資源回復計画は23年度で終了することになっております。現在、資源回復計画の評価・総括作業が進められておりますので、この取組状況の説明の後、評価・総括について、合わせて事務局から説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

#### ○事務局（鏑木）

それでは、ご説明申し上げます。資料3-1、3-2、3-3のうち、私のほうから資料3-1と3-2、一部、資料2-2を使うかもしれませんが、それに基づいてご説明いたしまして、その後、まき網の合理化の取組につきまして、資料3-3を漁業調整課のほうからご説明するという順番でご説明いたします。

まず、サバ資源回復計画の概要と取組についてでございます。資料3-1にまとめてございますが、今ほど資源評価についてご説明がありましたように、マサバの資源につきましては、一時期、卓越年級がその後の資源管理と申しますか、回復に反映したような形になっていなかったということかございまして、2003年10月23日に公表されたものでございますが、卓越年級群の発生時にそのタイミングを逸することなく未成魚を保護するとともに、親魚の適切な管理を行い産卵親魚を確保して資源の回復を図る必要があるという下に、資源回復の目標としましては産卵親魚量を18万トン以上の水準にするということで、主要漁業の太平洋北部水域の大中型まき網漁業の漁獲努力量の削減をするという形で取り組んでまいりました。

具体的な取組の状況でございますが、休漁ということでございます。2010年の7月からの1年間、2010年の漁期中の休漁日数は26日ございまして、休漁統日数としまして843統日、操業統日数といたしましては1,291統日。これを表の計算式により計算しますと、削減率は40%ということになります。当初、目標として掲げていたものは15%でございますので、目標を達成したということになるわけでございます。それから、2011年の漁期、これは10月までの状況でございますが、同様に計算して今のところ19%という状況になっております。

こういった形で休漁を実施しているほか、2003年、4年には減船、さらに2006年7月からは漁獲状況に応じた自主的な操業時間の短縮等が行われております。さらに、2005年から、後ほどご説明いたしますが、ミニ船団式の試験操業というものが取り組まれているわけでございます。

裏側に、休漁実績が書いてございます。

資料3-2に移りまして、最初のページには、今申し上げました回復措置の内容が書かれておりますと同時に、右側のグラフは計画が始まった当初の資源状況でございまして、ご説明がありましたように、非常に漁獲量も低下し、新規の加入尾数も少なくなっているという状況であったということでございます。そんな中で平成15年から回復計画が始まったということでございます。大中型まきの漁獲努力の削減につきましては、削減率10～30%の範囲で行うことにして取り組んでまいったわけでございます。

3ページ目に移っていただきたいのですが、2004年に卓越年級群が発生いたしまして、それを保護する取組をこれまで行ってきたということになります。それで、今ほど西田グループ長からご説明がありましたように、比較的若年魚等の保護がうまくいきまして、2006年以降、親魚量が18万トン前後で推移しているということで、今回の資源回復目標は達成できているというような状況でございます。

ただ、先ほどお話がありました1990年から2000年代前半の状態よりは一段上がった形で資源状況は改善しているということでございますが、資源の水準自体は低位水準の横ばいと。それから、安定的な資源の状況から言いますと、まだ45万トンという数字が示されているわけございまして、今後も資源管理の取組を継続していく必要があると。少なくとも現在の漁獲圧という形で、若年魚に多大な漁獲圧がかからないような方法で資源管理措置をとっておく必要があるのではないかと考えております。

そういったことで、これから3月末までに評価・総括につきましてとりまとめを続けまして、3月に改めてご報告をしたいと考えております。

評価・総括については以上でございますが、引き続きまして、先ほどちょっとお話した操業状況の改善につきまして、漁業調整課のほうからご説明いただきたいと思います。

#### ○事務局（福田）

それでは、引き続きまして事務局から、資料3-3に基づき説明したいと思います。タイトルが「大中型まき網漁業の合理化に向けた取組」という資料でございます。

大中型まき網漁業の船団隻数の縮減によりまして、全体としての漁獲能力を増やすことなくコスト削減を行い、もって安定的な経営を確保するという取組でございます。前回の太平洋広域漁

業調整委員会でも報告をさせていただきましたけれども、その資料を基にその後のデータの追加、更新等をしております。

資料を1ページくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。北部太平洋海区で操業する第二たいよう丸の状況でございます。従来、135トン型の網船を中心に4～6隻の体制で操業しておりましたが、平成21年から415トン型の網船1隻体制ということで単船操業をしております。例年4月から9月はカツオ・マグロ操業、その他の時期にはサバ・イワシ等を中心とした操業をしております。漁獲量は、ご覧のとおり従来船団100%としますと、約57%と大幅に減少しております。

第二たいよう丸の状況は以上でございます。

続きまして、3ページ目の資料をご覧ください。こちらは同じく北部太平洋海区で操業しております第八十一石田丸、第八十八石田丸の状況でございます。従来、80トン型の網船を中心に船団4隻体制で操業しておりました。それを網船と運搬船の2隻体制で操業しております。

従来船団と比較しまして、一部、漁獲高が高くなっている部分もありますけれども、前回の広調委でも議論がありまして、本日ご出席いただいている石田委員等からも説明があったかと思えますけれども、石田丸船団は全体としてイワシ類を対象とする操業比率が高いということで、結果として、一般的な80トン型の船と比べまして、年間の漁獲量が大きくなるという傾向がございます。ただ、石田丸船団の中の既存の80トン船型と比べた場合、漁獲量はそれぞれ71%、86%ということでございまして、この観点から従来型船団と比べて漁獲量は増大しないと考えております。

続きまして、4ページ目でございます。同じく北部太平洋海区で操業しております北勝丸の状況でございます。従来135トン型の船の許可があったわけでありましてけれども、その135トン型の許可を見合いにして、平成13年度から17年度はミニ船団操業、平成18年度から23年度は単船での試験操業を実施してきました。

従来船団と比べた漁獲量は、ミニ船団ではサバ・イワシ等が約80%、カツオ・マグロ類が93%ということでございます。一方、単船操業では、サバ・イワシ等が約50%、カツオ・マグロが約65%という実績になっております。いずれも漁獲量は増大しないということが検証されております。

以上のように、これらの構造改革漁船につきましては、いずれも個々の試験操業の結果、既存船に比べて漁獲量が増大しないということが順次実証されております。各船の試験操業の終期に合わせた形で、大中型まき網漁業の許可等の取扱い方針の規定に基づきまして、今後、順次本許

可化を行っていく方針としております。

なお、今後とも、漁業構造改革のための試験操業の取組につきましては、透明性のある形で、また沿岸漁業にも十分配慮しながら進めていく方針としております。また、試験操業を実施した海区で実証されたから、その結果をもってほかの海区にも適用するというのではなくて、海区ごとに実証事業を実施していくということで考えております。

この大中型まき網漁業の合理化に向けた取組につきましては、従来より水産政策審議会の資源管理分科会におきましても毎回ご報告をしております。今月25日に水産政策審議会の資源管理分科会が開催されますけれども、その場においても同様の報告を行う予定としております。

私からの説明は以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま、回復計画の評価と総括、それから、操業の合理化に向けた取組についてご説明がございました。一括してご質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

松本委員、お願いいたします。

#### ○松本委員

二点ほど教えてもらいます。合理化に向けた取組についてですけれども、従来型の船団でミニ船団の場合は2隻となっていますが、この図面を見ていると小船が見受けられますが、ミニ船団の場合は小さい船は全く必要としないのか。それと、サバ・イワシ等の「等」は何を意味するのか。この二点についてお知らせいただきます。

#### ○松岡会長

事務局、お願いいたします。

#### ○事務局（福田）

事務局からご説明申し上げます。資料3-3の1ページでございます。これは図がよくないかと思うんですけれども、小さい船は探索船をあらわしております。ご覧のとおり従来型では船団5隻体制であったものが、このケースですと探索船2隻を削減しております。運搬船についても1隻削減するというところでございます。ミニ船団化しますと、網船と運搬船ということでこの2隻だけで操業します。全体として5隻から2隻に削減ということでございます。この図の船の絵が小さいものですから、誤解を与えているかと思えます。ただ、この小さい船は探索船をあらわしております。

それから、実績でのサバ・イワシ等でございますけれども、イカといったものも含んだ形での



実績ということになっております。カツオ・マグロを除くその他の魚種ということで、「サバ・イワシ等」という表記をさせてもらっております。漁獲量で見ますと、サバ・イワシの量が多うございますので、そういった表記であらわしております。

以上です。

○松岡会長

松本委員、お願いします。

○松本委員

操業に対して小船を一切使わないで2隻体制ということですか。

○事務局（福田）

従来からまき網船団はレッコボートと言いますか、小さいボートを使用しております。そこはミニ船団においても網船と運搬船だけではなくてレッコボートを使うケースもございます。

○松岡会長

松本委員、よろしゅうございますか。

そのほか何かご質問ございますでしょうか。高成田委員、お願いします。

○高成田委員

二点あるのですけれども、第一点は、未成魚でとる比率が、絵を見るとすごく高いように思うんですけれども……。

○松岡会長

資料で言いますと、どこでございましょうか。

○高成田委員

資料2-2でしたかね、年齢別漁獲尾数の推移というところを見たときに、0歳、1歳……。

○松岡会長

何ページでございましょうか。

○高成田委員

2ページ目ですね。ダイジェスト版を見ると、3歳が100%と書いてあるので、0、1、2を未成魚と言っていいんですか、それだとほとんどその部分でとっているなという感じがするので、これで漁業資源としての管理が大丈夫ですかということが一点目です。

それからもう一点は、サバについてはTAC管理はしていると思うんですけれども、ゴマサバとトータルでやっており、片方が高位で推移していて、片方が低位で推移しているということで、2つの全く違う資源状況のものを1つのTAC管理をするということでの矛盾というのでしょうか。

か、不具合というのは起きていないのかということ。この二つだけ教えていただきたいのですが。

○松岡会長

最初のご質問については西田グループ長にお願いしたほうがいいですね。

○西田中央水産研究所資源管理グループ長

今ご指摘のあった資料2-2の2ページ、年齢別漁獲尾数、確かに現状においても年齢構成としては0歳、1歳主体であることは間違いがないですが、いわゆる0歳、1歳の全体の資源に対する漁獲尾数としては、その率は低下しているのだろうと。それが先ほどほかの資料でお示しましたが、年齢別の漁獲係数の減少につながっているのだろうと考えております。

かつて、92年級あるいは96年級が大量の加入があったのだけれども、3歳魚以上には生き残らなかったということから考えると、近年においては緑の3歳、赤の4歳が見えてきているということもあるのかなと考えております。

あと、TAC管理のところはちょっと。

○松岡会長

2番目のご質問は。

○熊谷資源管理推進室長

先ほどのゴマサバとマサバのTAC管理の関係でございますが、現実的には洋上でゴマサバとマサバを分離して漁獲するという事は不可能でございます。そういった中で、今、TACを運用させていただいているのですが、そのことによって直ちに何か課題があるということはないと私どもは理解しております。可能な限りそうできることが理想ではございますが、現実的な現場の操業を考えると難しいと。そういった中でございますが、これまでの資源回復計画等の取組、それから、TAC管理、総合的になった中で最近、親魚量が一定の目標を達成しているということを鑑みれば特段の問題が生じているとは考えておりません。

以上でございます。

○松岡会長

高成田委員、よろしゅうございますか。

○事務局（鏑木）

すみません、ちょっとここで事務局からお知らせがございます。

所用がございまして、宮城の阿部委員と岩手の大井委員がご退席になりますので、ご了承ください。

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、引き続いて議事を進めさせていただきます。何か追加でご質問等ございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

他にございませんでしょうか。

それでは、続きまして、議題（２）の②、太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示の議題に入らせていただきたいと思います。キンメダイに关します指示は、本来、3月に予定しておりました委員会において、4月から3月末までの期間で指示を出す予定でございましたけれども、ご承知のとおり委員会が延期となりました。そこで、本年12月から来年3月までの期間で指示を出すということについてご審議いただくことになるかと思ひます。

事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○事務局（楠木）

それでは、改めてご説明をいたします。資料4でござひます。

今、会長からご案内のあったとおりでござひまして、太平洋広域漁業調整委員会からの指示といたしまして、太平洋南部キンメダイの資源回復計画に係るものがござひます。太平洋の南部キンメダイの資源回復計画の内容等につきましては、午前中の南部会の中でご説明をいたしました。が、太平洋南部のキンメダイにつきまして、これまで千葉県、東京都、神奈川県、静岡県の1都3県の関係の漁業者の皆様方が、長年にわたり資源管理に取り組んでこられたと。そういった取組を引き続き継続しつつ、漁獲量を現状レベル程度以上で維持できるように取り組んでいこうということと設けられております。

回復計画の漁業といたしましては、たて縄漁業と底たてはえ縄漁業のグループのほかに、底刺し網漁業がござひます。この底刺し網漁業につきまして、太平洋広域漁業調整委員会の承認漁業として管理しているところでござひます。平成22年度につきまして、委員会指示第8号ということで1隻承認して、操業が行われております。

指示の内容でござひますが、資料4の最初のページに概要を載せております。規制海域につきましては下の図の青いところでして、キンメダイ底刺し網漁業ということと定義づけを行っております。承認の対象者はあくまでこれまでの委員会指示の実績ある者もしくはその代船というのが基本になっております。

次のページに委員会指示の今度の第9号案の案文を示しております。最初は、先ほどの規制海域、2番目がキンメダイ底刺し網漁業の定義でござひます。

それから、操業の承認の期間がその次の2番ということと書いてござひますが、従来は4月1

日から翌年の3月31日までという期間なのでございますが、今年は大震災の影響がございまして、3月の委員会が開けませんでしたので、キンメダイの漁が本格化する前にということで、本年に限りまして23年12月1日から24年3月31日までという承認期間を設けてございます。

以後の承認証の交付及び備付け義務、あるいは承認番号の表示、それから、漁獲成績報告書の提出等の条件につきましては、これまでと変わっておりません。

それから、その次のページに承認証の様式、さらにページをめくっていただきまして、表示の具体的な方法、その次のページに事務取扱要領が示してございますが、この辺は昨年と変わっておりません。

簡単でございますが、以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでございましょう。宮川委員、お願いいたします。

#### ○宮川委員

今、水色のところという説明がありましたよね。

#### ○松岡会長

資料4でございませうか。

#### ○宮川委員

資料4の日本と太平洋岸、それを描いた図が。この許可というのはもっと細かく緯度、経度が入っているんじゃないですか。

#### ○松岡会長

今のご質問はN35°とか東経133°とかもう少し細かい……。

#### ○宮川委員

沖合がもっと離れていると思いますよ。これ、本来は駒橋海山のみだというやつが東側に経度がずれている。

#### ○事務局（鏑木）

ちょっとすみません、私、言い方を間違えたかもしれませんが、正確な定義といたしましては、概要から1枚めくっていただきました2ページの定義のところを書いてある、1の(1)の「規制海域」というところが今回の規制海域ということになります。ですので、そこに書いてある北緯35°の緯線が本州東側の最大高潮時海岸線というようなことで図示しているということだと思

っておりますが。

**○宮川委員**

これだとずっと高鵬海山のほうまでいきそうな按配じゃない。本来、駒橋海山の上の海山からまっすぐ東で、トロールが許可されているラインより外ということで話し合いをやったと思うんだけど、この説明だと伊豆諸島も全部入っているじゃない。

**○熊谷資源管理推進室長**

申しわけございません。ここはあくまでも委員会指示の範囲を示しているというふうにご理解いただきたいと思います。実際の操業でここまでをすべてするという意味とはちょっと違います。極端に言いますと、公海になりますと別の許可になっておりますので。この範囲での委員会指示を出すということであって、この海域を實際上現場ではいろいろな協定等を結んで操業海域等がされてございますが、その話とこの委員会指示とは別でございます。

**○松岡会長**

宮川委員、いかがでございましょうか。

**○宮川委員**

委員会指示ということはこのラインの外でやってくださいということで、高鵬海山をやっている船を守るためのラインで初めつくったと思うんだけど。

**○熊谷資源管理推進室長**

このラインの考え方については変わっておりません。当初からこういう考え方で変わっておりません。この範囲の中を承認制とするということでございまして、新規参入等はないようにしっかり管理するという意味でございます。考え方につきましては前年と全く同じでございます。

**○松岡会長**

宮川委員、いかがでしょうか。

**○宮川委員**

何かわからないようなわかったような（笑）。初めからこのことでずっとやっているからね。書き方がやわらかくなっているのかなというような……。

**○事務局（鏑木）**

指示の内容は全く一緒でございます。説明で誤解を受けたら申しわけございませんが、そういうことでございまして、一切変えてございません。

**○宮川委員**

はい、わかりました。

## ○松岡会長

ありがとうございました。

そのほかご質問、ご意見等ございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

それでは、漁業法第68条に基づきます広域漁業調整委員会の指示といたしまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第9号を発出することとして決定してよろしゅうございますでしょうか。また、今後の事務手続上の部分的な修正あるいは文言の訂正等につきましては私にご一任いただきたいと思いますが、併せてたゞいまの内容でよろしゅうございますでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕の声あり〕

## ○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、事務局は、委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議題（4）の資源回復計画終了後の取組・実施体制についてに移りたいと思います。先ほどから何回もご説明しておりますように、回復計画が本年度で終了するというところでございますので、マサバ太平洋系群資源回復計画をはじめとします回復計画については、評価・総括を事務局から説明していただいているところでございます。これら資源回復が終了した後、どのような資源管理を進めていくかということが大変重要になってくるわけでございます。

そこで、この議題（4）は、次の議題の（5）の資源管理に関する連絡・報告事項についての①にあります資源管理指針・計画の作成状況と密接に関係いたしますので、議題（4）と議題（5）の①資源管理指針・計画の作成状況を併せて事務局から説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願ひいたします。

## ○事務局（鏑木）

それでは、ご説明いたします。ご説明するのは資料5、それから、付随いたしまして資料6-1から3までと、そのあとに6-4という形でご説明したいと思います。

冒頭の部長のご挨拶、それから、会長からも今ほどお話がございましたように、本年度で資源回復計画が終了いたします。今年度から資源管理・漁業所得補償対策という体制の下で、資源管理指針、資源管理計画という形で資源管理を適切に推進してまいるといふ体制になったわけでございます。この資源管理指針あるいは資源管理計画の体制につきましては、これまでもこの委員会でご説明をしていると聞いているのですが、かいつまんで申し上げます。

これまで国民への水産物の安定供給、それから、水産業の健全な発展を確実なものとするために、資源状況等に即した水産資源の適切な管理が最も重要な課題であったわけでございます。このため、漁業者、あるいは、研究者、行政が一体となった計画的な資源管理を行うことが重要であるということで、回復計画等が終わりますが、計画的な資源管理の考え方をほかの魚種あるいは漁業に拡大して、基本的にすべての漁業者が計画に基づく資源管理に参画することを促す必要があるというのが新しい体制でございます。

資源管理指針がどういったものかということで、資料6-1から3までを今回ご用意したわけでございますが、これは国が作成いたしました資源管理指針でございます。これは国と都道府県がそれぞれ定めることになっておりますが、国の場合はTAC対象魚種あるいはカツオ・マグロ等の主要魚種について設けております。それから、地域の重要魚種につきましては、都道府県が指針の管理対象としてこれらの魚種の管理方針等を決めることになっております。

指針にどういうことが書かれているかということを示したものが資料6-1と6-2でございまして、6-1のほうでは魚種ごとの指針を書いております。これはTAC対象魚種とカツオ・マグロ等の主要な魚種について述べたものでございます。

それから、大臣許可漁業としてどういった指針をとっていくかということについて、漁業種類ごとにとりまとめたものが資料6-2でございまして、冒頭の①に例えば大中型まき網ということで書かれてございます。この指針に基づきまして、漁業種類ごとに資源管理措置について各漁業者が自主的に作成するということになっております。そういう形でこの管理計画の体制ができて上がっております。

こういった漁業種類ごとあるいは魚種ごとに指針を設けているわけでございますが、先ほど申し上げましたように、これは国で設けるものと県ごとに設けるといった形で、漁業を管理する縦糸と言いますか、漁業ごとに方針を決め計画をつくっていくということになりますので、これが例えば複数の県にまたがるとか、広い範囲で管理をしていかなければいけないという場合に、こういった管理指針とか計画の連携が必要になってくるわけでございます。

それをどういうふう考えていくかということで、資料5をとりまとめたわけでございます。これまでも魚種や海域の状況や経緯に応じて、関係者の下でいろいろと話し合い等をして資源回復計画を行ってきたわけでございますが、こういった資源回復計画の下で構築された協議体制というものがございます。これを引き続き活用しながら、関係者が連携・協力をして、資源管理に取り組んでいくことが重要であろうと考えております。これをケース・バイ・ケースによってどのような設置をするかというのはまたいろいろと話し合いをしていかなければいけないと思っております。

おります。

それから、国としましては、こういった関係者間の協議が円滑に進むように、積極的に助言とか指導をしていきたいと考えております。例えば、漁業調整事務所が関係者間の協議の場を設定するということも考えられると思います。また、国に対する都道府県の資源管理指針の協議に際しては、関係者間で合意した内容が適切に反映されるようにということで、十分に注意しながら対処していきたいと考えております。

今回、こういった広域的な資源の管理ということで資源回復計画があったわけでございまして、その計画の総括・評価という作業を実施しております。こういった総括・評価の結果も踏まえまして、各資源ごとに今後どのような管理をしていくかということを検討しているところでございます。

この広調委の役割でございますが、複数の都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理がこの広調委の機関としての位置づけでございます。今年度で回復計画が終了するわけでございますが、今後、広域的な資源管理の取組状況について本委員会に適宜報告するとともに、必要に応じまして、これまでも委員会指示で出してまいりました指示を維持していきたいと考えております。それが2ページの(4)に書いたことでございます。

それから、回復計画に付随しまして一点ご報告しておきたいのは、TACとともにある制度で、漁獲努力可能量制度(TAE)というのを設定しております。これまでは資源回復計画に基づき関係者が行う漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制する目的で設定されておりました。資源回復計画の終了後につきましては、先ほどご説明しましたが、この回復計画に盛り込まれている内容が国あるいは関係県の資源管理指針に移行するという事で動いておりますので、これと連動いたしまして、これまで設定しておりましたTAEにつきましても、引き続き設定するという事で今回ご報告をしたいと思っております。これにつきましては、11月26日に開催されます水政審のほうにも諮りたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

## ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま、資源回復計画終了後の取組体制につきまして、現在、水産庁のほうで考えておられる内容を細かく説明していただいたわけでございます。

広域的な資源管理につきましては、資源回復計画が終了いたしましても、引き続きこの委員会において議論していくというような話もございましたけれども、ただいまのご説明につきまして、



何かご質問またはご意見等ございましたら、お受けしたいと思えます。いかがでございましょうか。

松本委員、お願いします。

#### ○松本委員

魚種によって資源管理のあれが示されているわけですが、スルメイカを見れば高水準だということではありますが、全般的に見れば漁のあるところ、獲れるところ、獲れないところとあるわけです。その点について、青森県のようなところの資源管理を、地域の資源管理に指定してやるべき時代ではないのかなど。水産庁にそういう声が届いていないと思えます。

普通であればカツオとかマグロをとる許可、タラをとる許可、ズワイガニでも、全部あるわけです、船が。このように複数でとる魚種をもう少し真剣に資源管理をする必要があるのではないのかという感じがいたしますので、そういう地域の資源を守るということを考えていないのか、その点についてお伺いいたします。

#### ○松岡会長

事務局、お願いいたします。

#### ○熊谷資源管理推進室長

スルメイカにつきましては、ご承知のようにTAC魚種として設定されておまして、ABCに基づき、毎年それを算定した上で、資源評価をしっかりとした上でTAC設定をさせていただいております。基本的にスルメ資源につきましては広域の回遊をするということでございますので、どうしても海域ごとの管理は実質的に非常に難しゅうございます。そういった意味では、国の基本的な管理としてはTACを大きな海域、資源の回遊状況、回遊範囲で広く管理するのが今後とも基本であると私は考えています。

一方で、漁場形成の問題等から様々な問題が残ることにつきましては、むしろ地域、地域におきまして、関係者間でいろいろな協議をしていく必要がございましょうし、そういった問題につきましても、必要に応じて私どももできるだけ、そういう課題が生じた場合については一緒に考えるということで対応していきたいと思っております。

#### ○松岡会長

松本委員、お願いします。

#### ○松本委員

どうも役所は作文的なことを言っているのであって、我々青森県沿岸の漁民の場合はスルメイカに頼っているもので、下北、八戸、三沢以北の方は。ですので、もう少し、もう少しどころで

はなく真剣に地域の資源を、この人たちはどこにも行けないんだから、この資源がなくなれば大変なわけです。昔のように余っている資源ではないので、真剣に資源管理を、全般というのはなく地域ごとに考えてほしいということです、これを強く。今後、計画をするときはよく検討してもらいたいと。いかがですか。

**○松岡会長**

事務局、お願いいたします。

**○熊谷資源管理推進室長**

これは基本的な考え方をごさいます、TAC設定の基本でございます。広域にまたがる資源でございますので、基本的に資源の回遊ということを考えながら、全国で管理するというのがTAC、国としての公的な管理の仕方としてはこれでやっていくという今年か現時点ではお答えすることはできませんが、先ほど申し上げたように、地域地域でいろいろな漁海況の問題等なり、複数の業種でとるといような問題につきましては、別途、地域地域で、大臣管理漁業がございましたら、その中で一緒に考える場を持つということで対応ということをお願いしたいと思っております。そういった中で現時点で少なくとも地域でTACというのはなかなかできない問題でございます。

**○松岡会長**

松本委員、お願いいたします。

**○松本委員**

我々はTACのそういう立場の委員でもない、資源管理ということを私は言っている、そのように理解をしていただきたいと思、我々はTACを決める側でないので。

**○松岡会長**

それでは、そのほかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、議題（5）は終了いたしまして……。失礼いたしました。議題（5）の②、第6次栽培漁業基本方針の概要に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局（石塚）**

水産庁栽培養殖課のほうから、第6次栽培漁業基本方針の概要につきましてご報告申し上げたいと思、お手元に配付している資料7をご覧くださいと思、

栽培漁業の基本方針と言いますのは、我が国の種苗放流等の基本的な方向性を定めるものであ

りまして、正式名称を、少し長いわけですが、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」、このように称しております。沿岸漁場整備開発法に基づきまして、5年に一度、農林水産大臣が策定しております、今回ご説明させていただきます第6次栽培漁業基本方針は昨年の12月に策定・公表したものでございます。

この第6次栽培漁業基本方針のポイントは大きく分けて4点ございます。

一つは、放流種苗を成長後にすべて漁獲するというを前提とした、従来の「一代回収型栽培漁業」という考え方に加えまして、親魚を取り残して再生産を確保していくという考え方、「資源造成型栽培漁業」と称しておりますが、これを推進するということであります。これを漁獲管理と漁場整備事業と一体的に実施するよう努めることとしております。

第2点目は、多種・少量・分散放流にならないように、効果的な放流と対象種の重点化に努めることとしております。

3つ目は、都道府県の区域を越えて回遊するマダイやヒラメ、太平洋海域でマツカワとかトラフグ、こういった広域種につきましては、関係する都道府県間の連携・共同組織の構築といったものを推進するとともに、必要に応じて国も含めた推進体制づくりを図ることとしております。

最後に4つ目のポイントといたしましては、関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業による共同種苗生産体制の構築を推進することとしております。

以上の4点が第6次栽培漁業基本方針のポイントでございます。この中で、3点目にあります広域種の推進体制につきましては、皆様の広域漁業調整委員会との関係が深い事項でございますので、より詳しくご説明させていただきたいと思っております。

1 ページ目の右側をご覧くださいと思います。広域種の推進体制については、基本方針に第1（4）ということで明記されておまして、大別して4つの事項が記載されてございます。

第1は、都道府県の区域を越えて回遊する広域種については、当該広域種が分布する海域において栽培漁業に取り組む関係者が一体となって、種苗放流と放流種苗の育成のための漁獲管理との連携を行うことによって、資源の回復と維持に取り組むことが重要であるとしております。

2つ目は、関係する都道府県間の連携と共同組織の構築の推進を行うとともに、必要に応じて種苗放流に関して知識と経験を有する団体、国も含めた推進体制づくりを図ることとしてございます。

3つ目として、広域種に係る種苗放流の費用負担について検討し、適切な費用負担調整体制を整備することとしております。

最後に、第4として、必要に応じて広域漁業調整委員会等の意見を求めつつ、漁獲努力量管理

と種苗放流の連携に関して関係者間の調整と合意形成に努めることとしております。

このように、大臣が定めた基本方針におきまして漁獲努力量管理と種苗放流の連携などについて明記されております。今後、必要に応じて広域漁業調整委員会等の意見を求めていくということも考えられますので、この場を借りまして、委員の皆様にご理解をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思ひます。我が国の栽培漁業をめぐる状況についてご説明申し上げたいと思ひます。この資料の左上の表1は全国の主な栽培漁業対象種の種苗放流の推移を示してございます。上段にアワビ、ウニなど地先種の放流尾数が書かれておりますけれども、これにつきましては、増加ないし横ばいで推移してございます。これに対しマダイ、ヒラメ、クルマエビといった広域種につきましては、近年減少傾向にあるということがわかるかと思ひます。

その理由につきましては、図の右上の円グラフの4にありますように、種苗生産施設が老朽化しているということが指摘できると思ひます。

それから、左下の棒グラフの2、あるいは、真ん中の棒グラフ3に書いてありますように、都道府県の財政状況の悪化、あるいは栽培漁業関係予算の減少、それから、魚価の低迷などによる漁業者の負担能力の低下、こういったものが影響しているものと考えられております。

また、右下の表5にありますように、都道府県の栽培漁業センターで種苗をつくってございますけれども、職員の4割が50歳以上でありまして、20代の若手の職員が1割に満たない状況にございます。このような年齢構成が今後続けば、長年培われた栽培漁業技術の継承がだんだん難しくなってくるのではないかという懸念が示されております。

こういった我が国の栽培漁業をめぐる諸課題が指摘されているわけでございますけれども、こういった課題に対応するために、先ほどお話しました第6次栽培漁業基本方針が策定されたわけでございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと思ひます。海域栽培漁業推進協議会についてご説明いたします。海域栽培漁業推進協議会は、昨年12月に策定された基本方針を踏まえて、広域種の資源造成栽培漁業の推進、それから、関係県の共同種苗生産の体制をどうやっていくかということを検討するために、今年の1月から2月にかけて全国6海域に設置されたところでございます。

その仕事の内容でございますが、一つは栽培漁業の推進に係る情報提供・交換。2つ目として広域種の資源造成型の栽培漁業の推進、3つ目として県域を越えて連携・共同した種苗生産・放流体制の構築、その他もろもろの栽培漁業に関する諸課題の検討ということとされてございます。実際この海域で太平洋の北海道が含まれておりますけれども、ここではとりわけ震災対応の復興

業務につきまして、太平洋北海域の栽培漁業推進協議会を中心に、今後しっかり対応して、今現在も鋭意検討を進めていただいているところでございます。

この協議会の構成につきましては、県の栽培漁業協会の推進する法人とか、県漁連など漁業関係団体、それから、関係都道府県の水産主務課とか試験場の研究者、それから、社団法人全国豊かな海づくり推進協会、ここが海域協議会の事務局となって進めているところでございます。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと思います。種苗放流による資源造成支援事業についてご説明させていただきます。この事業は、栽培漁業に取り組む関係者が対象種の回遊範囲とか技術開発水準の段階に応じた適切な役割分担、こういったものの検討をして効果的で効率的な栽培漁業を推進するための取組を国が支援するため立ち上げた事業で、今年度からの5カ年計画で進めているところでございます。先ほどもお話した全国6海域の栽培漁業推進協議会が事業実施主体となりまして今年度から進めているところでございます。

仕事の内容としては、広域種の栽培漁業を推進する事業、具体的に種苗を放流してその効果を見ていくと、それで資源造成を図っていくという事業が一つでございまして、もう一つが、関係都道府県でそれぞれの県の施設でそれぞれ種苗をつくっている現状がございまして、これを共同でつくる、あるいは、連携してつくることによって、コストを削減することによって効率的な栽培漁業、種苗生産を進めていくという取組を5年かけて進めることとしております。太平洋の北海域については、広域種としてはマツカワとヒラメを対象としてございまして、南につきましては、ヒラメとトラフグを対象とするということで今進めているところでございます。

最後に5ページをご覧いただきたいと思います。太平洋の主要な広域種の栽培漁業の動向として、マツカワ、ヒラメ、それから、太平洋南のヒラメ、トラフグの放流尾数と漁獲量の推移を示したものでございます。左上の折れ線グラフに大型カレイであるマツカワの放流尾数と漁獲量の推移をお示ししております。折れ線グラフの青が放流尾数でございまして、赤の折れ線グラフが漁獲量を示してございます。

マツカワにつきましては、皆さんご案内かと思いますが、天然物の漁獲が極めてまれでございまして、幻の魚とも言われておりましたが、2006年から北海道で100万尾レベルの大規模な大量放流を開始したことに伴いまして、急激に漁獲を伸ばして、現在200トンレベルになってございます。

それから、ヒラメについては、太平洋北・南に放流してございまして、それぞれ20年、30年の長い放流の歴史がございまして、この放流尾数の増加と相まって漁獲量も増えてきていることがわかってございます。

最後に、右下の折れ線グラフはトラフグでございますが、具体的には伊勢・三河系群のトラフグでございます。これにつきましても過去十数年放流を続けております。ただ、漁獲量が、不定期に発生する卓越年級群の影響で大きく変動いたします。このため関係する静岡県、愛知県、三重県の3県では継続的に種苗放流を行うことによって、資源のベースラインの確保を図る、底上げを図るという取組を継続することとしているところでございます。

以上のような太平洋の北と南の主要広域種を対象に、海域の栽培漁業推進協議会におきまして、資源造成型の栽培漁業を推進しております。

なお、カラー刷りの2冊のパンフレットをお手元にお配りしていると思っておりますけれども、これは海域栽培漁業推進協議会の事務局を担っております社団法人全国豊かな海づくり推進協会のほうで、私が今縷々お話をさせていただいた取組についてわかりやすくとりまとめたいただいたパンフレットでございますので、ぜひご参照いただければと考えております。

今後、海域協議会の取組を広域漁業調整委員会の皆様に、この場で今後定期的にご報告させていただいて、種苗放流と漁獲管理の連携などについて皆様のご意見、ご指導を賜りたいと考えておりますので、その節は何とぞご指導の程よろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま第6次栽培漁業基本方針の概要についてご説明がございました。この点につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。今後、当広域漁業調整委員会に意見等を求められることもあるようでございます。ますます栽培漁業との関係が高まることが想定されるわけございまして、委員の皆様方には今後よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次は、資料8の太平洋クロマグロの管理強化ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

よろしくお願ひします。

#### ○事務局（梶脇）

皆様、こんにちは。漁業調整課の梶脇でございます。私のほうから、太平洋クロマグロの資源管理について、ごくごくポイントを絞って簡単に説明したいと思います。もうお疲れのことだと思っておりますが、紙芝居、3枚用意しましたので、この中でポイントを絞って説明いたします。

クロマグロというのは全国の漁業者、漁業関係者に極めて関係の深い魚種でございます。大き

なものから、小さなものはメジ、ヨコワと言われるものまで様々ありますので、北は北海道から南は台湾周辺の近いところまで、この魚種はいろいろな方々によって漁獲されているということでございます。

クロマグロということでまず思い浮かぶのが、もう1年半も前になってしまいましたけれども、昨年の3月にワシントン条約の締約国会議でクロマグロが絶滅の危機に瀕する動植物に指定されるということで、取引が全面的に禁止されるのではないかとということがテレビ、新聞等で大きく報道されたことは皆さんご記憶のとおりだと思います。そのクロマグロは大西洋のクロマグロでして、日本周辺を回遊するクロマグロではありません。しかしながら、太平洋におけるクロマグロの管理の失敗によって、クロマグロをゾウとかパンダとかトラと同じような取引の規制にしてしまおうというような動きがありました。

この提案につきまして、日本としては食べるほうの側、特にとるほうの側から言えば、全体の漁獲枠の1割未満が日本の遠洋漁船がとっている漁獲枠でございますので、とるほうももちろん関係ありますけれども、日本人の胃袋が大西洋のクロマグロの資源を枯渇させるというようなことで、日本としては大変なバッシングに遭ったということでございます。ただ、太平洋のクロマグロにつきましては、中東諸国の票も取り入れたりしながら、この提案を採択しようという動きがアメリカ、EU、環境系の強い国々によって支持されたわけですが、何とかこの提案は否決することができました。

今回、皆さんにお話するのは、大西洋のクロマグロではなくて、太平洋のクロマグロということで、大西洋で起こった轍を踏まないということが、日本周辺のクロマグロにとって大事なことなのです。ワシントン条約の会議は3年に1回開催されるということで、次回の開催が2013年、私の記憶ですと、確か8月ごろだったと思いますが、定期的で開催されることになっております。

この会議は非常に難しい会議でして、全体175カ国ぐらいある中で、3分の2の票で魚や植物が取引禁止になるということが審議されるわけですが、既に陸上の動植物はすべて出し尽くしたと言っても過言ではない状況のようです。環境保護団体、本当にご苦労されている地域もありますけれども、海の資源を狙いながら、次はどの魚ということを見ながら、環境保護団体は常に動いております。

したがって、環境保護団体、我々漁業界から見ると決して好ましくないと思われる方はたくさんいらっしゃると思いますが、そういう方々がいる中でどうやって環境保護の強い方々からのいろいろな指摘をしっかりとね返していくのかということが、どの魚種にとっても大変大きな課題になっています。特にクロマグロは体が大きいですから、この体の大きいクロマグロをしっかり

とした管理の中に入れて、環境保護団体に対してもはね返していくというような対応が強く求められていると思います。

そこが背景の部分ですけれども、太平洋のクロマグロの資源状態は決して悪い状況ではないということで、変動は大きいのですけれども、歴史的には中間レベルより若干落ち始めているというのが、2007年までの評価になっています。この評価も、2年か3年に1回、世界の科学者が集まってクロマグロの資源評価をやるわけですけれども、来年、資源評価の全面的な見直しが行われることになっております。そして、再来年、ワシントン条約の会議もあるということで、今からしっかりと準備をしておかなければいけないということが、昨年のワシントン条約会議の終わった直後の状況でございました。

したがいまして、太平洋のクロマグロのしっかりとした管理の考え方をつくろうということで、昨年5月に太平洋クロマグロの管理強化の基本的な対応というような方針めいたものをつくりました。そういった方針につきましては、水産庁のホームページの中にすべて掲示されておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、この1ページにも書いてありますけれども、細かい箱の中に沿岸から始まってメキシコ産のクロマグロまで11のボックスが用意されています。その方針に沿っていろいろな取組をする場合、この11項目にしっかりと取り組んでいこうと。なかなか一遍にはスタートできないものですから、順次、準備ができたものから取り組んでいこうということで、一つひとつ進めております。

これから皆さんに情報を提供し、来年の2月から3月にかけてご審議いただくのは、太平洋の海域において従来自由漁業であった沿岸の引き縄漁業につきまして、ゆるやかな管理の中に入りたいということで、広域漁業調整委員会の指示を活用させていただきまして、届出制を導入し、漁獲実績の報告をゆるやかながらも義務化したいと考えております。実はこの仕組みは、昨年同じこの広調委で説明させていただきまして、今年の7月から日本海・九州西については既にスタートさせまして、8月までに5,400隻の船が国に届出が行われているということでございます。

3つ目のボックスの中にあります太平洋・瀬戸内海につきましても、来年の4月からこういった仕組みを導入したいということで、きょうは具体的な届出の指示の概要というものはお持ちしておりませんが、こういった考え方で今後順次関係者と調整していきたいと考えております。

何も沿岸だけを規制するというのではなくて、今、漁獲量が最も多いのは、日本の中ではまき網漁業でございますので、日本海側、太平洋側に分けて、それぞれ漁獲量の管理をやっていく



ということで、大幅に漁獲量も削減するような取組を既に日本海・九州西では今年の4月から開始いたしました。これを太平洋の海域のまき網まで拡大していくということも今まさに検討中でございます。

それから、地中海の大西洋のクロマグロの失敗は、短期蓄養クロマグロの管理の失敗による大西洋の資源、地中海の資源の枯渇でした。したがって、地中海のクロマグロの失敗によって、地中海のほうから入ってくる、クロアチア、あるいは、チュニジア、トルコ、そういったクロマグロの表示であるわけですが、その輸入量は今後かなり減っていくということが見越されています。

そのために、養殖業と書いてあるボックスが6つ目、7つ目にありますけれども、日本周辺のクロマグロの養殖についての注目度というか、意欲というのが大手水産商社あるいは商社もありますし、そしてまた、離島、半島を中心とした地域において盛んに行われるようになっているというのが現状になっています。

この養殖についても、都道府県知事さんが免許している養殖の免許につきまして、直接この数を制限するということまでは今の段階では考えてないということなのですが、都道府県知事の判断でどんどん免許をするということになると、全体の管理がなかなかできなくなりますので、漁業法の規定の中で広域的な部分の管理が必要だということで、これを国のほうにしっかりクロマグロの養殖場については報告をしてもらうという取組を今年の1月から既に開始しております。

すべてのクロマグロの養殖場は水産庁のホームページの中に公開いたしました。今現在、4月1日付けで公開しておりますけれども、4月1日現在で125の漁場、これに変更が加われば随時養殖場は変更をかけていくということで、都道府県別の漁業権の番号、そして、漁業権を管理している漁協の名前、そして、その下で養殖をやっておられる業者の名前、法人はすべてオープンにしております。また、個人名は、個人情報がありますので、住所も個人、氏名も個人ということでそこは伏せております。125の漁場もすべて公開するというので、どの商社がどれだけの養殖場を持っているかということもしっかりガラス張りにしていくという対応をとらせてもらっています。

これもゆるやかな管理ながらも、法的な義務化ということでやっておりますので、虚偽の記載は罰則を伴うということで、しっかりとしたデータを本年から挙げていただくということで、暦年のデータを来年1月末までに各業者から国のほうに出してもらって3月に公表と、ここは1月に公表するかのように書いてありますけれども、1月までに役所に出してもらって3月に公表と、

これではじめてクロマグロの養殖の生産量の公式なデータが世の中に出ていくということになります。なかなか公式データがない、国の統計の中にもクロマグロという養殖業が新しい産業であるということで、そういったことがまだできていないわけですし、これから業界調べの中で今まで補ってきた部分を、今回のこの対応によってすべて世の中に発表していくというような対応になる予定です。

それから、漁業の管理の話をするとき必ず輸入のことが話題になります。特に太平洋の日本周辺のクロマグロは台湾あるいは山陰沖で産卵すると言われておりますし、伊豆のほうでも産卵を見た人たちがいるということで、日本周辺すべてが産卵場と言われているわけです。主漁場は台湾のバシー海峡から南西諸島周辺が産卵場で、そこで産まれたものが日本海対馬暖流、そしてまた黒潮に乗って北上する。一部はメキシコのほうまで回遊するというので、メキシコでは2年魚が中心だと思いますが、そこでとられて、蓄養されて日本に入ることになっています。したがって、日本がしっかり取組をしても、韓国あるいはメキシコがこの問題に対する対応が杜撰であれば、日本だけの管理に済まないわけですので、国際交渉の中ではこれら二国に対しての対応をしっかり求めています。

ただ、圧倒的に日本が市場になっておりますので、輸入業者、卸売業者といった方々のところを一社一社回って、12月、1月、2月までかけて全国の市場を歩いて、ほとんどすべての関係ある市場の卸売業者、輸入業者に対して国が輸入実績の報告を求めると。サイズ、とった漁船の名前、そして海域まで含めて、輸入した日ごとにすべて国に報告してもらおうと。どういった仲買さんが一番買っているかという情報まで含めて国に出していただくということで、関係法律を適用いたしまして、これも義務化したということになっております。

そういうことで、沿岸漁業だけではなくて、全体の取組の中で、沿岸については許可制ということではなくて、ゆるやかな届出制を考えているということです。こういった内容につきましては、太平洋の各県を夏場ぐらいから回って説明させてもらっておりまして、今日までに、東北の3県はまだ直接行けておりませんが、太平洋側の各県、20カ所直接出向きまして、漁業者あるいは漁協の方々に説明させてもらっておりますが、皆さんこういった情勢を随分ご理解いただいていると受け止めております。

ほとんどすべてお話をしましたけれども、確認の意味で2ページ目、3ページ目をお話いたしますと、今言った沿岸の引き縄の届出については緑色のボックスで書いてあります。これを来年の4月から実施したいと考えていまして、今、具体的な案を検討中ですが、基本的には今年4月から開始した日本海・九州西のやり方と全く同様のやり方でやろうと思っております。個々の漁業

者の負担をできるだけ軽減して、県と漁協との間でうまく連携して、届出を出してもらうような仕組みにしております。漁業者個々が国に対して出すという仕組みは沿岸の方々にとって負担が大きいということで、漁協が一括して出すような仕組みも日本海側で導入しておりますので、同じようなやり方でやっていきたいなと思っています。

定置についても、25年に全国で一斉に切り換えが行われますが、今やっている人たちは何の影響もないのですが、新たにクロマグロをとるための定置をどんどん免許で入れていくんだぞというところは、今の状況はそういう情勢ではないので、当面の間定置の新たな増というのは、クロマグロをとることが予見されるような定置は極力抑制してもらおうというような対応を知事さんをお願いしているということでございます。これが沿岸の管理でございます。

沿岸の人たちにとって一番関心の高いまき網の管理、3ページでございますけれども、ヨコワとかメジと言われるものから、若干大きい魚、未成魚ということで、クロマグロは3歳で一部が親、5歳ですべて親ということで、3年待てば親になるということなんです。研究者とお話をする中で、30kgで未成魚と、3歳未成魚ということで仕分けをして、30kg上下という形で分けて、規制というかゆるやかな管理をやろうという取組をしております。

先ほどいろいろ説明ありました資源管理・漁業所得補償制度をうまく活用しながら、ヨコワ、30kg未満のマグロの漁獲量を削減しようということで、今年の4月から約3割削減と。直近5年間で6,100トンぐらいとっていた日本海・九州西のまき網について約3割削減して、4,500トンまでに抑えようということで、こういう取組も既に開始いたしました。

そして、30kg以上ということで、日本海側、特に山陰を中心に夏場の産卵期のクロマグロをまくんだということに対するいろいろなご批判があります。ただ、国際交渉の中で研究者から指摘されているのは、全体の漁獲量、漁獲尾数の95%。重量ではありません、漁獲尾数で資源を評価するわけですので、全体の漁獲尾数を重量から推定した場合に95%以上が0歳、1歳、2歳と。そういったクロマグロをとっているというふうになっております。これは日本だけではなくで世界で見えた場合の評価です。ただ、日本はそのうちの7割以上とっています。

とすると、95%以上が親になっていない魚をとっているわけですから、大間のクロマグロとか、あるいは、山陰でとっているクロマグロは漁獲尾数としては小さい。しかし、産卵期のクロマグロをとっているという部分については大変な問題であろうということで、これも抑制していこうという動きの中で、直近、年間2,300トンぐらいのところを300トン削減して2,000トンまで抑えようというような取組になっています。

国際的には未成魚の漁獲を削減しろということが言われておりますので、この部分から取組に

着手したということで、これを今後、太平洋の海域についても広げていこうと考えております。漁獲量については九州・日本海が圧倒的に多いということでございますので、そちらのほうからスタートさせてもらったということでございます。

以上、長々と説明いたしましたけれども、終わります。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま、この問題の背景も含めまして大変詳しい説明がございましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、先ほどご説明がございましたけれども、春の委員会におきまして、委員会指示を发出する予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議題（6）その他に移らせていただきますけれども、委員の皆様方何かございますでしょうか。

事務局のほうから一点、ご説明事項があるようでございます。

#### ○熊谷資源管理推進室長

先ほど太平洋の北部会で高成田委員から、せっかくの機会でございますので、水産物の放射能物質の調査結果について少し説明をしていただきたいということがございましたので、今、資料をお配りしております。非常に簡単な資料でございますが、時間の都合もありますので、簡単に説明させていただきます。

お手元に図が示されておりますが、1枚目が福島以南、神奈川までの10月以降の調査結果、2枚目が宮城から北海道にかけてのもの、そして、3枚目が沖合域における調査ということでございます。●で示されているものがセシウムが500ベクレルを超えた地点でございます。○は基準値以下ということでございます。当初はヨウ素ということでございましたが、7月中旬以降はヨウ素は検出限界未満という状況でございまして、今は●になっているのはほとんどがセシウムでございます。

内陸もございまして、群馬の赤城湖だと思いますが、ワサカギとかウグイといった内水面のものになっています。これは10月以降でございます。そして、福島もヤマメが1回出ておりますが、これにつきましては、○に、ちょっと消えた感じになってはいますが、重ねていきますので、そうなった感じであります。

しからは、福島で幾つか●がございまして、これはカスベ、シロメバル、マコガレイ、アイナメ、クロソイ、イシガレイ、こういったものが基準値500ベクレルを超えて検出されたというこ

とでございます。ただ、同じ日に同じ海域で調査をしましても、ものによってはオーバーしたり、オーバーしなかったりというものもございます。そういった意味で●と○が点在している、混在しているということでございます。

一方で、福島原発から北側に行きました相馬地区等につきましては、最近では基準値をオーバーしたというデータはございません。また、そのほかの各県におきましても、非常に精力的にしっかりと調査をしていただいておりますが、そういった中では出ていないと。

また、3枚目でございますが、福島の沖合のほうでカツオ、マグロ、サンマ等々について調査させていただいておりますが、これまでのところ基準値をオーバーするというようなことはございません。非常に低い数値になっています。最近では秋鮭の漁が始まっておりますが、秋鮭等については特に問題になるような数値はなく、非常に低い、安心していただけるというような数値であると考えております。

以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

高成田委員、よろしゅうございますか。

#### ○佐藤委員

この資料の取扱いは……。

#### ○熊谷資源管理推進室長

これは公表されておりますので、特段問題はございません。詳しいものはホームページ等になりますが、きょうは時間の都合もございまして、簡単な資料になりました。どうも申しわけございません。引き続きこういった調査等を継続し、データを出していくということで信頼を得たいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、その他で事務局のほうから何かございますか。

#### ○事務局（鏑木）

まずおわびかたがた、先ほど広域的な資源管理の連携のところをお話したのですが、私、うっかりしまして、資料のうち6-4のことを申し上げるのを忘れてしまいました。先ほど、資源管理指針をつくって、それに基づいて資源管理計画を各関係者が作成しているというふうにご説明しました。その作成状況を大臣管理漁業と各都道府県ごとということで、9月30日現在の計画の

作成状況をとりとまとめた表をつけておりますので、ご確認ください。これが先ほど説明し忘れたことでございます。

それから、次にまいりたいと思います。本日午前と午後一番で太平洋の北部会と南部会の会合もございました。その内容につきまして、簡単にご説明をしたいと思います。

まず午前中にごございました南部会のほうでございます。南部会では、先ほどと同じようなことなのですが、資源回復計画といたしまして、伊勢湾、三河湾に關します小型底引き漁業と、イカナゴに關する資源回復計画、それから、先ほど委員会指示でご審議いただきました太平洋南部のキンメダイの資源回復計画という3つの計画がございました。

その資源状況につきまして、關係する水産研究所からご説明をいただきました後、私から、資源回復計画の取組状況と、評価・総括の中間とりまとめ状況についてご報告をした次第でございます。いずれもまだ3月に向けての途中段階ということでございますが、私のほうからは今いずれも後も取り組むべきことではないかというようことは申し上げました。なお、各資源対象評価指針につきましては、今回の資料1の表がございまして、その中に北部会、南部会ともそれぞれの2011年現在の資源状況の水準と動向について一覧表の形になっておりますので、ご覧いただければと思います。

午後一でございました北部会におきましても、同じように太平洋北部沖合のカレイ類の資源回復計画、マダラの陸奥湾産卵部の資源回復計画につきまして、現在の段階のそれぞれの資源状況、取組状況についてご報告申し上げたところでございます。

以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、次回の委員会について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（鏑木）

最後に今後の予定についてご説明いたします。

例年どおり来年の2月から3月ごろに次の委員会を開催したいと考えております。日時及び場所等につきましては、各部会との関連もございまして、会長及び委員の皆様のご都合もお聞きしながら追ってご連絡したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

次回の委員会も皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会させていただきます。委員の皆様、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

議事録署名人に指名させていただきました宮崎県の宇戸田委員、それから、石田委員のお二方には、後日、議事録を送付させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして、第15回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

以上は、審議内容と相違ないことを認め、署名押印する。

会長

議事録署名人

議事録署名人



